

公益社団法人日本精神保健福祉士協会

2025年度事業計画

(自：2025年4月1日 至：2026年3月31日)

【事業方針】

2025年度は、「すべての人に“コノ邦ニ生キル幸セ”を。」というスローガンを掲げて早くも5年目を迎える。

本協会では、2024年度の役員選挙を経た執行体制の交代に伴い、精神障害者の社会的復権と国民の精神保健福祉の増進を図りビジョンを達成するために部・委員会体制を新たにしたところである。おりしも、2024年7月に示された最高裁大法廷における旧優生保護法の違憲判決は、戦後の障害者福祉施策に対する問い直しの必要性を迫るものであり、また、同10月の精神医療国家賠償請求訴訟の地裁判決を見ても、改めて精神障害者の人権問題に対する精神保健福祉士の責務を自覚し、行動しなければならない。2024年4月施行の改正精神保健福祉法により、精神科病院における虐待防止や非自発的入院制度下での権利擁護機能の強化と地域移行の促進に向け、精神保健福祉士としての本分の発揮はいつそう求められている。障害者権利条約に係る国連審査の「総括所見」を念頭におきつつ、改正精神保健福祉法の施行から1年となる2025年度は、精神保健福祉士の働きの成果の検証、好事例の収集を行い、精神障害者の社会的復権という目的達成のために、引き続き関係機関・省庁との対話を重ね、より実効性のある政策提言を継続する。

こうした協会活動を活性化させるうえでは盤石な組織基盤が求められるなか、構成員数（約12,000人）の伸び悩みや人員不足と世代間継承の課題を重視し、精神保健福祉士の認知度向上と志望者増に向けたブランディング強化を加速させる。特に、新規入会者の獲得に向けた新・学生会員制度の普及については都道府県支部単位での教育機関との連携強化が目指される。そして、構成員をはじめとした精神保健福祉士の専門性向上を支援するために研修の充実を図る。また、能登半島地震の被災地支援を継続している石川県精神保健福祉士会への後方支援と併せて、全国における災害支援体制の整備拡充を図る。

なお、2023年12月30日の柏木昭名誉会長のご逝去と、2024年元旦の能登半島地震の発生を受けて先送りした設立60周年記念式典及び祝賀会を4月に開催し、日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会から受け継ぐ歴史の重みを再確認するとともに、精神保健福祉士のミッションの全うに向けた誓いを新たにす。更に、国際ソーシャルワーカー連盟（International Federation of Social Workers、以下「IFSW」という。）の一員として、「平和」を希求し、終戦から80年を迎える今、精神保健福祉士としてできる平和への貢献についても改めて考えたい。

「精神保健医療福祉の将来ビジョン」（以下「将来ビジョン」という。）の達成に向けた中期計画（5年度）の中間評価と見直しを2024年度末までに行ったことから、人材育成、政策提言、組織強化の3本柱の2025年度重点課題を以下に提示する。

＜将来ビジョン＞<https://www.jamhsw.or.jp/backnumber/oshirase/2022/vision.html>

【重点課題】

1. 人材育成

精神保健福祉士の専門性の維持・向上を図り、将来ビジョン達成を目指す。本協会の生涯研修制度の土台を強固にする取り組みを推進し、精神保健福祉士資格取得者および構成員の増加に向け、精神保健福祉士の資質向上はもとより、次世代育成に更に力を入れる。養成機関などと協働する連携教育の取り組みやeラーニング教材の提供、構成員マイページ上の「私の研鑽データ」活用なども含め、魅力ある研鑽システムの構築を推進する。

<ミクロレベル>

- 自己決定の原理の確認、意思決定支援について学ぶ機会の提供等、基幹研修や課題別研修などの活用を更に促進し、各都道府県における展開や実施を進める。
- すべての構成員が専門職として主体的に「自己教育」できることを目指し、「自己研鑽ツールセット（精神保健福祉士のキャリアラダーとワークシート）」の活用を構成員に浸透する取り組みを更に推進する。
- 構成員が活動領域や実務経験年数など自らの状況に照らし合わせて、専門分化された実践現場等で精神保健福祉士としての職務上の役割を発揮するための知識と技術を習得できる機会の提供を行う。
- 構成員が将来ビジョンを共有し、ともに実現にむけて歩みを進めるために、各種媒体の活用を推進し、都道府県精神保健福祉士協会等（以下「都道府県協会」という。）との連携を進め、生涯研修制度他、構成員同士がともに考える機会を増やしていく。

<メゾレベル>

- 多様性の尊重について学ぶ研修の具体的内容を検討し、試行実施する。
- 全ブロックでスーパービジョン（以下「SV」という。）を受けられる環境の整備を推進するため、認定スーパーバイザー（以下「認定 SVR」という。）によるグループ SV を実施する。
- ブロック等における養成校と都道府県協会等との連携教育の全国展開に向け、いくつかのモデルとなる実践及びその効果検証を行う。
- メンタルヘルスに不調を抱える人々が求める適切で良質な医療や支援の構築に向けて、地域実践ができる人材の育成について検討する。

<マクロレベル>

- 生涯研修制度、研鑽管理システム等、必要な改善点について検討の上、円滑な事業の推進・定着を図る。
- 対面及びオンライン双方のメリットを活かし、各種研修の開催形態の多様化を図る。また、eラーニングを活用した研鑽のしくみを構築し、研修教材の作成に着手するとともに、課題別研修において取り上げる課題の多様化について検討する。
- 認定 SVR が各都道府県に1人以上配置され、全国で150人以上となることを目指し、認定 SVR 養成研修への参加呼びかけ、受講サポートを認定 SVR や都道府県支部及びブロック内の協力のもと進める。

2. 政策提言

各種法改正や報酬改定の影響を分析し、次の改正や改定に向けた実態調査や研究を行い、エビデンスを蓄積する。そのために優先課題を見極め、関係省庁や関係団体と協議の場を増やし、提言にとどまらず、中期計画の実現に向けた諸活動を行う。また、メンタルヘルスリテラシーの向上を図るため、市町村でのメンタルヘルス相談支援体制の整備状況を把握し、高校の保健体育授業で教えられる「精神疾患の予防と回復」への精神保健福祉士の協力体制を推進する。更に、障害者権利条約に関する国連審査で指摘された精神保健医療福祉に関する問題についても検証し、必要な提言を行う。

<ミクロレベル>

- 各制度・政策等（診療報酬、障害福祉サービス報酬、精神保健福祉法）の改定・改正に対してエビデンスに基づく検討を行い、適切な時期に要望書等を提出する。
- 自殺予防、子ども家庭支援、依存症、貧困、災害支援等の各分野について課題解決に向けた検討を継続し、時機を見て必要な提言を行う。

<メゾレベル>

- 非自発的入院に関する調査研究を進め、時機を見て必要な意見表明等を行う。

- 精神医療における諸課題（社会的入院の解消や非自発的入院、隔離・身体拘束や行動制限等）について国の検討会の動向を踏まえ、協会内各種会議、都道府県協会等による意見集約を経て検討会において意見表明を行う。
- 精神障害者の社会的復権に向けた活動について、各都道府県支部における好事例の収集、集約を行い、一般化するためのアクションへと繋げる。
- 高校の保健体育教育への精神保健福祉士の関与を都道府県教育委員会に働きかける。
- 市町村におけるメンタルヘルス相談支援体制の整備状況や実際の相談内容等について、全国規模の実態把握を行う。

<マクロレベル>

- 精神科医療における人員配置基準を一般医療に近づけることを目指し、他団体との連携も視野に入れた検討に着手する。
- 精神障害者の社会的復権の実現を目指し、精神保健福祉法改正に向けた検討を継続して行う。
- メンタルヘルスに関する教育、普及啓発に関する方策について検討し、必要な取り組みを行う。
- 障害者権利条約にかかる国連審査の「総括所見」における精神保健福祉に関する課題について検証し、各都道府県協会等からの意見集約の上、関係省庁に提言する。

3. 組織強化

本協会の目的及び将来ビジョンの達成に向けて、理事会・事務局・委員会・都道府県支部・都道府県協会・各構成員同士のより一層の連携と協働を重ね、盤石な組織体制の確立を目指す。昨年度に改編された各委員会がより効果的に機能するよう、丁寧な情報共有に努め、関連団体等と連携しながら精神障害者の社会的復権とこの国に生きるすべての人々の精神保健福祉の増進に寄与するための組織の在り方を追及する。

<ミクロレベル>

- 退会者の縮減と入会者の更なる増加を図り、精神保健福祉士の職能団体としての「責務」を再確認しながら魅力ある協会作りに専心し、「組織率」の向上に取り組む。
- 精神保健福祉士の「ブランディング」を強化し、精神保健福祉士の社会的認知度の向上や待遇改善、成り手の増加に向けた具体的方策を検討し、専門職団体として構成員を下支えする機能体制づくりを行う。
- 医療や福祉現場に勤務している構成員及び精神保健福祉士である非構成員に対する業務実態調査（定点調査）を行い、精神保健福祉士の「業務」に関する現状を把握し、その専門性や質の向上に資するための組織づくりに欠かせない基礎データを収集する。

<メゾレベル>

- ブロック会議、委員長会議、部会等の開催によって、本協会と都道府県支部・都道府県協会との更なる連携を図りながら組織内ガバナンスの強化に努める。また、多様化・複雑化・そして増加の一途を辿る苦情申立に適切に対応し、また、本規程に拠らない構成員の違法若しくは本協会の定款及び精神保健福祉士の倫理綱領に反する不当な行為等への対応規程等を新規作成する必要性に鑑み、内省と更なる自己研鑽、精神保健福祉士の倫理の維持向上を図るために改正苦情処理規程の施行・運用に向けた体制を整備し、これによる精神保健福祉士の一層の社会的信用を得るための土台づくりに努めていく。
- 各都道府県支部や各ブロック単位で「認定精神保健福祉士」や「認定 SVR」、「認定成年後見人」等の「認定者」の一定割合での配置を目指し、その活動の活性化を推進することで質の高い実践者の裾野を広げ、社会ニーズに応えていくことのできる組織を構築する。併せて、「地域医療構想」や「にも包括」に対応できる精神保健福祉士を各々の地域で育て、どのレベルの会議体等においても精神保健福祉士が参画し、その理念を届けていくための基盤を整備する。
- ソーシャルワーク専門職のグローバル定義を踏まえ、昨今の「メンタルヘルス課題」に対応し

つつ、すべての精神保健福祉士が時代に即した「倫理」を身に付けることができるよう「精神保健福祉士の倫理綱領」を改訂する。

- 引き続き「令和6年能登半島地震」の支援に注力し、合わせて都道府県各地の災害支援体制、減災意識の普及啓発等への継続的な取り組みを行う。

＜マクロレベル＞

- 本協会ウェブサイトのリニューアル及び多様な広報媒体の活用と、機関誌「精神保健福祉」や「Members' Magazine 精神保健福祉士」の更なる内容の充実を図り、精神保健福祉士の魅力を社会へ発信することで待遇改善や新たな人材発掘に尽力していく。
- 日本ソーシャルワーカー連盟（Japanese Federation of Social Workers、以下「JFSW」という。）の会長及び事務局団体として団体間の連携強化に努め、ソーシャルワーク専門職人材の育成やあらゆる分野のソーシャルワーカーが結束していくための体制づくりを行う。
- わが国の精神保健医療福祉の課題の解決に向けて、厚生労働省をはじめとする関連省庁や一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下「ソ教連」という。）等のソーシャルワーク教育機関、公益社団法人日本精神科病院協会、一般社団法人日本精神科看護協会、当事者会や家族会などの精神保健医療福祉関連の全国組織・団体等との関係の発展や協働推進を図る。

以上を踏まえ、定款第3条に掲げる「精神保健福祉士の資質の向上を図るとともに、精神保健福祉士に関する普及啓発等の事業を行い、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、国民の精神保健福祉の増進に寄与することを目的とする」を達成するため、定款第4条に基づく各種事業に取り組むこととする。

【事業計画】

1. 精神障害者等の精神保健福祉の援助を必要とする人々の生活と権利の擁護に関する事業

1) 精神障害者等の権利擁護に関する施策提言に関する事業

(1) 診療報酬改定に向けた施策提言

2024年度診療報酬改定において新設及び見直しが行われた項目の実施状況を検証し、他の項目の見直しや新設すべき項目も含めて次期改定に向けた施策提言等を行う。

(2) 精神医療審査会における精神保健福祉士の役割等に関する施策提言等

「精神医療審査会に携わる精神保健福祉士に対するグループインタビュー調査」報告書（2024年6月）や精神医療審査会保健福祉委員へのアンケート調査及び交流会を基に、精神医療審査会保健福祉委員としての精神保健福祉士の役割や課題を検討し、必要な施策提言等を行う。

(3) 精神医療における諸課題の論点整理等に基づく施策提言等

精神医療における諸課題（社会的入院の解消や非自発的入院の在り方、隔離・拘束や行動制限等）の論点整理や精神科医療機関における虐待防止の取り組みへの精神保健福祉士の関与にかかる達成目標の具体化、精神科医療における人員配置基準を一般医療に近づけるための施策提言等を行う。

(4) 障害者総合支援法改正及び障害福祉サービス等報酬の改定に向けた施策提言等

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた各地域の取り組み状況や課題等を把握し、次期の法改正及び報酬改定に向けて、厚生労働省等との協議を経ながら、施策提言等を行う。

(5) 「社会的復権の樹」企画の実施等

精神障害者の権利擁護について語り合う「社会的復権を語ろう月間」（毎年6月）を推進するための方策を検討するとともに、全国大会における「社会的復権の樹」企画を実施するとともに、効果検証と今後へ向けた提案を行う。

(6) 就労・雇用・産業保健のあり方に関する施策提言等

「誰もが働きやすい社会」としてのインクルーシブ雇用の推進を軸に、誰もが当たり前に働くことのできるような制度改善等に向けた施策提言等を行う。

(7) 子ども家庭領域における精神保健福祉及び「こども家庭ソーシャルワーカー」に関する施策提言等

文部科学省及び子ども家庭庁、公益社団法人日本社会福祉士会との意見交換等を行い、子ども家庭領域の精神保健福祉に関する施策提言の検討や認定資格としての「こども家庭ソーシャルワーカー」に関する施策提言等を行う。

また、高等学校等におけるメンタルヘルス教育への精神保健福祉士の関与等について検討を図る。

(8) 様々な社会的スティグマの解消に向けた施策提言等

「スティグマ」「メンタルヘルスリテラシー」等の認識や見方・言葉・概念及び課題の整理を図り、取り組むべき具体的課題の抽出・焦点化により、社会的スティグマの解消に向けた施策提言を検討する。

2) 認定成年後見人ネットワーク「クローバー」運営事業

(1) 本協会が認定した成年後見活動を行う精神保健福祉士（以下「認定成年後見人」という。）を組織した認定成年後見人ネットワーク「クローバー」（以下「クローバー」という。）を主体として、家庭裁判所や中核機関等からの受任依頼の調整やクローバー登録者の受任相談受付等を担う精神保健福祉士を事務局に配置し、家庭裁判所への成年後見人等候補者名簿登録者からの成年後見人等の推薦や受任した成年後見人等への支援及び監査、クローバー登録者間の連携強化、情報提供（クローバーNEWSの発行、クローバーハンドブックの改訂等）等を行う。

(2) 認定成年後見人養成研修・クローバー登録者継続研修及び課題別研修の開催や家事関係機関との連絡協議会への参加、都道府県協会へのクローバー運営機能の部分委託の推進等を図る。

3) 「こころの健康相談統一ダイヤル」相談体制支援事業

全国を6つに区分したブロック毎に相談拠点を設置し、精神保健福祉士等の専門職による電話相談対応を継続することにより、国及び地方自治体が実施している「こころの健康相談統一ダイヤル」における夜間の電話相談体制を補完・強化等する。

2. 精神保健福祉士の職務に関する知識及び技術の向上に関する事業

1) 「生涯研修制度基本要綱」に基づく各種研修事業

非構成員も含む精神保健福祉士の自己研鑽の継続性を確保し、個々の資質の向上を図るとともに、精神保健福祉の発展に寄与するため、「生涯研修制度基本要綱」に基づく生涯研修制度（3体系）による各種研修事業（オンライン、対面）に取り組む。

(1) 基幹研修（基礎研修、基幹研修Ⅰ、基幹研修Ⅱ、基幹研修Ⅲ、更新研修）

(2) 養成研修（認定SVR養成研修・更新研修、認定成年後見人養成研修（応用・実務編）・継続研修）

(3) 課題別研修（メンタルヘルスソーシャルワーク研修、認定成年後見人養成研修（入門編）、精神保健福祉士実習指導者講習会、ストレスチェック実施者研修等）

また、一昨年度から運用を開始した「私の研鑽データ（研鑽管理システム）」を活用した認定精神保健福祉士の新たな更新制度（以下「新更新制度」という。）に基づき、更新研修の計画的実施及び運営、新更新制度を踏まえた基幹研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲのプログラムの見直し、自己研鑽支援ツール「さくらセット（精神保健福祉士のキャリアラダーとワークシート）」の利用促進に向けた検討及び周知、基幹研修の受講率向上（70%目標）に向けた取り組み等を図る。

また、構成員に対して新更新制度を広く周知し、研修認定及び認定精神保健福祉士の取得促進（2026年度末に研修認定及び認定精神保健福祉士3,400人目標）を図るとともに、生涯研修制度の土台となる基幹研修の事前視聴講義動画について、撮影時から数年経過していることから順次撮り直しを行う。

2) 認定SVRの養成及び質の担保に関する事業

ソーシャルワーカーとしての専門性を高めるために不可欠なSVを実践できる人材として認定SVRを養成するとともに、認定SVRとしての登録継続を図る。

また、各都道府県で認定SVRを中心に個人SVおよびGSV展開のしくみを構築できることを目指し、認定SVR及び都道府県協会等と連携した新規の認定SVRの増員策やブロック単位でのグループSVが可能となるシステム構築を検討し実施する。

3) 「精神保健福祉士実習指導者講習会」開催連携事業

精神保健福祉士実習指導者講習会を実施しようとするソ教連に加盟する精神保健福祉士養成課程を有する学校法人等に対して、厚生労働省の「精神保健福祉士養成担当職員研修事業」（補助金事業）として実施した「精神保健福祉士実習指導者講習会」（2010～2014年度）によって蓄積した知識や技術を提供し、精神保健福祉援助実習における指導者の資質向上と質の高い精神保健福祉士の養成等に貢献する。

4) ユニットによる自己研鑽ツール開発事業

発達障害・認知症・貧困問題・包括的支援マネジメント・刑事事司法精神保健福祉の5テーマでユニットを設置し、自己研鑽ツールの開発に取り組み、構成員等に広く提供する。

5) 「研修センター」設置運営事業

生涯研修制度による各種研修事業の主管機関として、精神保健福祉士の研鑽の場を多数提供することを主目的とした「研修センター」において、次の事業に取り組む。

- (1) 「研修認定精神保健福祉士」及び「認定精神保健福祉士」輩出のための研修事業の実施及び生涯研修制度の円滑な運用を図るための体制整備、新更新制度の計画的実施及び運営等
- (2) 研修センターだより「Start Line（年6回）」の発行や構成員メールマガジン、ウェブサイト等を通じた情報提供等
- (3) 人材育成の役割を担う各委員会の活動や情報を横断的に繋げるために主要委員会等による研修センター会議の開催
- (4) 会員管理システムにおける「構成員マイページ」上の「私の研鑽データ」の運用
- (5) 都道府県協会に向けて、新更新制度の理解促進及び基幹研修、SVの普及促進を目的とした勉強会を開催

3. 精神保健福祉士の倫理及び資質の向上に関する事業

1) 精神保健福祉士への苦情対応事業

(1) 精神保健福祉士に対する苦情等への対応

精神保健福祉士に対する苦情等について、事務局を窓口として、傾聴や社会資源の紹介、解決策の助言等、可能な範囲で対応する。

(2) 構成員に対する「苦情申立」への対応等

2025年4月1日に施行された苦情対応規程に従い、倫理委員会規程に基づく独立機関として設置する倫理委員会において構成員に対する「苦情申立」の審査を行い、倫理委員会から提出された審査報告書に基づき、理事会において処分等を判断する。

また、「苦情対応規程」の運用等にかかるガイドラインの作成等を図る。

(3) 「苦情申立」に拠らない構成員の倫理問題への対応制度の構築

「苦情申立」に拠らない構成員の精神保健福祉士法その他の法令、若しくは本協会の定款及び精神保健福祉士の倫理綱領に反する行為への対応制度を構築する。

2) 「精神保健福祉士の倫理綱領」改訂事業

「精神保健福祉士の倫理綱領」の歴史的経緯を踏まえ、JFSW の「ソーシャルワーカーの倫理綱領」との2本立を維持しながら、「精神保健福祉士の倫理綱領」の改訂案を作成し、第15回定時総会（2027年度）での決議を目指す。

3) 「公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会」開催事業

構成員をはじめとした精神保健福祉士の資質向上と精神保健福祉士を含む国民との相互交流等を目的に、福岡県支部及び一般社団法人福岡県精神保健福祉士協会（以下「福岡県協会」という。）の協力（一部事業委託）を得て、第60回目となる公益社団法人日本精神保健福祉士協会全国大会（以下「全国大会」という。）を開催する。

〔日 程〕2025年8月22日（金）、23日（土）※8月22日（金）午前にはプレ企画開催

〔テーマ〕未来共創～ここから変わる、福岡から変える～

〔場 所〕西日本総合展示場他（福岡県北九州市）

また、2026年度に第61回全国大会を石川県（東海・北陸ブロック）で開催するため、石川県支部及び石川県精神保健福祉士会（以下「石川県士会」という。）との調整を図る。

4) 「日本精神保健福祉士学会」事業

（1）学術誌の発行

本協会内に設置する「日本精神保健福祉士学会」として、実践に根ざした精神保健福祉士及び精神保健福祉に関する学術研究の振興に努め、国民の精神保健福祉の増進に寄与することを目的として、学術誌を発行する。特に、「精神保健福祉」投稿要項に基づく査読システムの下、掲載論文等の査読の迅速化と質の高い論文掲載に努めるとともに、査読システムのモニタリングを行い、必要に応じて見直しを図る。

（2）第24回日本精神保健福祉士学会学術集会の開催等

福岡県支部及び福岡県協会の協力を得て、第60回全国大会との合同企画により、第24回となる日本精神保健福祉士学会学術集会（以下「学術集会」という。）を第60回全国大会と同日程等で開催する。

また、2026年度に第61回全国大会との合同企画により、第25回学術集会を石川県（東海・北陸ブロック）で開催するため、石川県支部及び石川県士会との調整を図る。

（3）研究倫理の検討

5) 機関誌「精神保健福祉」発行事業

構成員をはじめ精神保健福祉分野に関係する個人、団体を対象に、精神保健福祉に関する様々な情報提供を行うとともに、精神保健福祉をめぐる状況を踏まえた精神保健福祉士の課題を明確化し、構成員をはじめ精神保健福祉士の日常実践の指針となりうる素材を提供するため、年4回（全国大会・学術集会報告集を含む）発行する。また、構成員を対象としてウェブサイト上で誌面を閲覧できるサービス提供を行う。

6) Members' Magazine「精神保健福祉士」発行事業

構成員への本協会事業の周知や精神保健福祉を中心とした政策動向に関する情報提供、構成員の実践紹介を通じた情報共有等を図るため年6回発行する。また、構成員のみならず、精神保健福祉分野に関係する個人、団体にも配布するとともに、希望者への配布及びウェブサイトへの掲載を行う。

また、過去の「PSW 通信」のバックナンバーをデジタルデータ（PDF）として保存・保管する。

7) 精神保健福祉士及び精神保健福祉に関する情報を掲載したウェブサイト及びX（旧 Twitter）管理運営事業

構成員をはじめ精神保健福祉分野に関係する個人、団体、更には国民に対して本協会事業や精神保健福祉士及び精神保健福祉に係る様々な情報の提供を迅速に行うため、ウェブサイト及びX（旧 Twitter）の管理運営を行う。

[ウェブサイト] <https://www.jamhsw.or.jp/>

[X (旧 Twitter)] <https://twitter.com/jamhsw>

また、視覚障害等に配慮したバリアフリー対応も踏まえつつ、デザインを刷新し、より使いやすいウェブサイトに変更する。

8) メールマガジン（電子メール情報）配信事業

配信を希望する構成員を対象に、本協会活動やウェブサイト掲載情報及びX（旧 Twitter）配信情報をはじめ、精神保健福祉士及び障害保健福祉に係る様々な情報を迅速に提供するため、原則として毎週1回配信するとともに、配信登録者の増員に努める。

9) 国際情報収集・提供事業

IFSWを通じて、各国のソーシャルワーカー個人・団体からの情報収集を図るとともに、収集した情報は構成員をはじめ精神保健福祉分野に関係する個人及び団体、更には国民に対して提供する。

4. 精神保健福祉士の資格制度の充実発展並びに普及啓発に関する事業

1) 精神保健福祉士ブランディング強化事業

(1) ブランディングイメージ向上の意見交換会の開催

2024年度実施した国民（1,400人）を対象とした精神保健福祉士の認知度に関する調査結果を分析し、その結果に基に構成員との意見交換（オンライン等）を行う。

(2) 精神保健福祉士の有用性や魅力の発信

大学等が主催する学生向けのキャリアフェア（学生と直接対話する場として開催されるイベント）にブース出展し、精神保健福祉士の有用性や魅力をアピールすることや精神保健福祉士の魅力を伝えるためのドキュメンタリー映像を制作し、ウェブサイト等を通じて配信する。

(3) オリジナルキャラクターによる啓発活動等の展開

設立60周年（2024年11月19日）を記念して、2024年度に公募で採用決定したオリジナルキャラクターを各種事業において積極的に活用し、精神保健福祉士の啓発活動等を図る。

2) 「一般財団法人日本ソーシャルワークセンター」運営事業

国が社会福祉士及び精神保健福祉士を主な対象として創設した認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の試験・登録等の認定機関「一般財団法人日本ソーシャルワークセンター」の設立者として、その運営に携わる。

3) 依存症にかかわる福祉人材の基盤作りのための福祉系大学生及び初任ソーシャルワーカー等を対象とした「アディクション・オープンゼミナール2025」事業

福祉専門職者を目指す大学生や初任ソーシャルワーカー等を対象として、依存症回復当事者と協働した普及啓発イベントを実施し、依存症支援領域において前提となりつつある自己治療仮説をソーシャルワークの視点から捉え直し、依存症の背景にある個人・地域・社会の課題に取り組む当事者やソーシャルワーカーの物語に学び、生きづらさに取り組むソーシャルワークを実践する福祉人材基盤作りを図る。また、すべてのソーシャルワーカーに依存症支援を標準装備とするために、本協会がリーダーシップを発揮し関係団体と協働しながら人材育成に取り組む。

4) 「世界ソーシャルワークデー」普及啓発事業

世界のソーシャルワーカーと連帯し、ソーシャルワーカーの役割・機能を再確認する機会とすべく、IFSWが定めた「世界ソーシャルワークデー」（毎年3月第3火曜日）を記念して、JFSW会長及び事務局団体として、JFSWが主催する事業に積極的に取り組む。

5) 精神保健福祉士養成・人材確保及び精神保健福祉の普及啓発に関する事業

(1) ソ教連との連携を強化し、学生会員制度の普及と精神保健福祉士を志す学生の学生会員への入会勧奨を図る。

(2) 精神保健福祉士国家試験対策等の精神保健福祉士養成に関する書籍の監修・編集や精神保健福祉領域の普及啓発に関する勉強会を開催する。

6) 「世界メンタルヘルスデー」普及啓発事業

関係団体との連携の下、メンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、偏見をなくし、正しい知識を普及することを目的とする「世界メンタルヘルスデー」(10月10日)を普及啓発する事業に取り組む。

5. 精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査研究に関する事業

1) 「精神保健福祉士の業務実態等に関する調査」実施事業

2024年度における業務調査にかかる検討結果を踏まえ、構成員等を対象とした「精神保健福祉士の業務実態等に関する調査」を実施する。

2) 各種事業推進における調査実施事業

各種事業の取り組みにおいて必要となる調査を適宜実施する。

3) 精神保健福祉等に関する構成員や関係機関・団体が行う調査研究協力事業

協力依頼に応じて積極的に情報提供や役員等の派遣を行い、国民の精神保健福祉の向上等に努める。

6. 災害時における精神保健福祉の援助を必要とする人々の支援に関する事業

1) 「2024年能登半島地震災害対策本部」による被災地支援活動検証事業

2024年1月1日に発生した石川県を震源とする地震で被災された地域住民等への支援活動を行うために設置した「2024年能登半島地震災害対策本部」による被災地支援活動の検証を行う。

2) 「災害支援ガイドライン」に基づく事業

(1) 全都道府県支部(全都道府県協会)における「災害対策計画」の策定・更新を推進するとともに、2024年度に改訂した「災害支援ガイドライン Ver2.1」の周知を図り、並行して Ver3 への改訂を行う。

(2) 「ブロック災害対策連絡会」を開催し、各都道府県内に留まらず、ブロック間の連携強化に向けて、平常時から災害支援体制の更なる整備・拡充を図る。

3) 減災意識に対する普及啓発事業

Members' Magazine「精神保健福祉士」や SNS 等を活用し、定期的に構成員等の減災に関する意識の向上を図る。

また、被災経験のある支部にインタビューを実施し、現地の現状と課題を検証することにより減災につながる情報を抽出し、共有を図る等、普及啓発事業に取り組むとともに、被災経験のある支部構成員に対する支援(分かち合い・吐き出しの場)に関して、被災支部の意向を踏まえながら実施を検討する。

7. 国内国外の社会福祉専門職団体やその他の関係団体との連携に関する事業

1) 国内の社会福祉に係る関係団体との連携事業

公益財団法人社会福祉振興・試験センター(以下「社会福祉振興・試験センター」という。)、特定非営利活動法人日本障害者協議会、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会、ソ教連、精神保健従事者団体懇談会、公益社団法人日本精神保健福祉連盟、社会福祉法人全国社会福祉協議会・中央福祉人材センター等の関係団体に役員等を派遣する。

また、一般社団法人日本自殺予防学会との事業連携や JFSW、ソーシャルケアサービス研究協議会をはじめ本協会が構成・参加団体となっている関係団体の事業に積極的に参加し、連携等を図る。

2) 国外の社会福祉に係る関係団体との連携事業

(1) IFSW への参加

JFSW を国内調整団体として加盟している IFSW の活動に参加し、連携等を図る。

(2) アジア太平洋ソーシャルワーク会議 2025 への出席

隔年で開催される IFSW アジア太平洋地域の会議に出席し、IFSW に加盟するアジア太平洋地域のソーシャルワーカー団体及びソーシャルワーカーとの連携を深め、情報の共有等を図る。

また、JFSW 会長及び事務局団体として参加ツアーを企画する。

＜IFSW アジア太平洋ソーシャルワーク会議 2025＞

〔テーマ〕 ソーシャルワークが気候変動や環境問題に応える

〔日 程〕 2025 年 11 月 18 日（火）～21 日（金）

〔開催地〕 スリランカ・コロンボ

3) その他関係団体との連携事業

精神保健福祉分野をはじめ福祉・医療・保健関係団体との連携を深め、情報の共有等を図る。

8. その他目的達成のために必要な事業

1) 組織体制の強化及び適切な組織運営の推進に関する事業

(1) 第 13 回定時総会の開催

代議員選挙により選出された法人法上の社員である代議員により、本協会の最高決議機関である定時総会を開催する。また、インターネットを通じてライブ配信する。

〔日 程〕 2025 年 6 月 15 日（日）

〔場 所〕 東京都内（ウェブ会議システム併用）

(2) 理事会の開催

本協会の業務執行等の決議を行うため、通常理事会を開催する。また、定款の定めに従い、必要に応じて臨時理事会を開催する。特に、メーリングリスト等による課題共有及び意思・意見表明を円滑かつ活発に行えるよう、業務執行理事の報告責務等を一層明確にする。

(3) 理事による会合及び企画・政策会議の開催

法令及び定款等上において決議を要さない本協会の業務執行以外に関する事業等を協議するため、定期的に理事による会合を開催するとともに、精神保健福祉に関する政策動向に即した課題に迅速に対応すること及び活動方針の長期的ビジョンの構築を図ることを目的に、適時、企画・政策会議を開催する。

(4) 正副会長会の開催

本協会の業務運営の年間計画策定や理事会及び理事会合における審議事項・協議事項の検討・準備等を図るため、適時、正副会長会を開催する。

(5) 委員長会議の開催

本協会内に設置する委員会の委員長等が一堂に会し、事業計画に照らした活動の進捗状況の確認や、各部及び委員会、特別委員会、理事会間における情報共有や連携・協働・分担のあり方等を協議することを目的に開催する。

(6) 部会の開催

部及び委員会設置運営規程に定める部及び委員会の部長及び担当理事、委員長、会長が指定した部を担当する副会長が部単位で会し、部内に設置した委員会間における情報共有や連携・協働・分担のあり方等を協議することを目的に開催する。

(7) 都道府県支部等との連携等の推進

①都道府県支部長及び理事による懇談会の開催

都道府県支部長から寄せられた本協会の事業や組織運営に関する諸課題について、都道府県支部長と理事との間で自由な意見交換や情報共有を図るため、都道府県支部長及び理

事による懇談会を開催する。

②ブロック会議の開催

ブロック会議開催要綱に定める全国7ブロック（北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄）を単位とした会議を開催し、総会及び理事会の決議事項及び当年度事業計画等に基づき、全国的な事業展開体制の検討や本部・支部間及びブロック内支部間の連携を図るとともに、都道府県協会の事業に係る情報交換等により、本協会と都道府県協会間及びブロック内都道府県協会間の連携や協力関係を構築する。また、研修体制や組織強化、災害支援体制整備の観点から、関係する委員会の委員長・委員が原則として所属ブロックのブロック会議に参加し、意見集約等を行う。

③都道府県支部との連携の推進等

2024年度に改訂した「知っておきたい！支部活動ハンドブック」を活用し、本部と都道府県支部との更なる連携を推進するとともに、代議員制度の浸透と代議員機能の有効化の促進を図る。

④都道府県支部との構成員に係る情報の共有方法等の向上

現在の会員管理システムでは、都道府県支部事務局において所属構成員の状況に係る情報の一部を適時データ閲覧が可能であるが、都道府県支部において把握すべき所属構成員の状況に係る情報の共有方法等について、更なる利便性の向上を図る。

（８）正会員の入会促進及び組織率の向上等

①組織率向上のための具体的方策の検討

組織率向上のための具体的方策を検討し、本協会の目的に賛同して入会する正会員の更なる入会促進及び退会防止に努める。特に、入会無料とした学生会員制度の普及を図るため、都道府県協会等との連携による学生及び卒業生への入会を勧奨する。

また、国家試験合格後の初年度に入会する精神保健福祉士を対象として、入会年度の年会費及び入会費の優遇措置等を検討する。

②国家試験合格者への本協会案内文書の送付

社会福祉振興・試験センターの協力を得て、精神保健福祉士国家試験に合格した者への精神保健福祉士の職能団体たる本協会を案内する文書（都道府県支部一覧添付）を送付する。

③入会促進に向けた検討材料の集積等

入会届の裏面を活用した新入会者へのアンケートを継続的に実施し、入会動機等の把握や入会促進に向けた検討材料を集積する。

（９）終身会員制度の周知及び運用

永年会員への感謝と本協会活動への参加継続のために導入した制度の周知と運用を図る。

（10）賛助会員の入会促進

本協会の事業を賛助するために入会する賛助会員（個人又は団体）の募集を積極的に行い、関係者及び関係団体の入会促進に努める。

（11）会員管理システムの効果的な活用及び適切な運用

会員管理システムの効果的な活用を図るとともに、個人情報保護方針及び個人情報保護規程を遵守し、構成員データの管理に係る事務を適切に行う。また、ウェブサイトより構成員個人の情報が確認できる「構成員マイページ」の更なる活用促進を図る。

（12）有料オンラインストレージの活用

各種会務に係る経費節減や業務効率化、情報共有の迅速化等を図るため、インターネット上でデータを保管・管理できる有料オンラインストレージを積極的に活用する。

（13）休会及び会費に係る各種制度の周知及び運用

①休会制度

海外への留学・勤務・移住や長期病気療養、出産・育児・介護休暇等の理由のため、2年度を限度として休会（会費納入免除等）できる制度の周知と運用を図るとともに、見直しを検討する。

②会費分納制度

構成員の会費に係る経済的負担軽減のため、本協会が指定する回数に分割して会費を納入できる制度の周知と運用を図る。

③会費減免制度

自然災害等による被災構成員及び若年かつ経験の浅い精神保健福祉士を対象とした会費の減額又は免除制度の周知と運用を図る。

(14) 組織運営体制の拡充及び事務局就業環境の整備等

関係法令の遵守と民主的・効率的な組織運営を図るため、各種規則・規程等の見直しや拡充（特に役員選挙制度関係）を図るとともに、より良い事務局就業環境を整備する。

また、財務担当理事等による会議を開催し、予算の執行状況を適宜精査し、事業費支出の調整等を図る。

(15) 都道府県精神保健福祉士協会等との連携

①相互入会勧奨及び情報の共有等

都道府県を単位に精神保健福祉士を主たる会員として組織される都道府県協会との連携を一層深め、相互の入会勧奨や情報の共有等を図る。

②都道府県支部の事務局機能等の委託

都道府県支部の事務局機能等を委託するため、都道府県協会に委託費（支部活動協力費）を支出する。

③ブロック内連携事業助成金の交付等

本協会と都道府県協会間及びブロック内都道府県協会間の連携や協力関係の構築強化を図るため、ブロック内連携事業を実施する都道府県協会に対して、ブロック内連携事業助成金を交付する

④本協会と都道府県協会との事業連携の検討

(16) 設立 60 周年記念式典及び祝賀会の開催

設立 60 周年（2024 年 11 月 19 日）を祝して、記念式典及び祝賀会を開催する。

〔日 程〕 2025 年 4 月 19 日（土） 〔場 所〕 明治記念館（東京都港区）

2) 収益事業

正会員（精神保健福祉士）に対して、精神保健福祉士賠償責任保険への加入の勧奨及び保険料の集金事務を行う。

以上

【参考 1】2025 年度における委員会等体制

1. 「部及び委員会設置運営規程」に基づくもの

部	委 員 会	摘 要
政策提言部	精神医療委員会	
	地域精神保健福祉委員会	
	就労・雇用・産業保健委員会	
	子ども・家庭・スクールソーシャルワーク委員会	
	メンタルヘルス・アンチスティグマ委員会	
組織強化部	組織強化委員会	
	災害支援体制整備・復興支援委員会	
	機関誌編集委員会	
	精神保健福祉士ブランディング強化委員会	
人材育成部	自己研鑽ツール開発ユニット（発達障害・認知症・貧困問題・包括的支援マネジメント・刑事司法精神保健福祉）	

2. 個別の設置根拠に基づくもの

設置根拠	委 員 会	摘 要
特別委員会設置運営規程	「精神保健福祉士の倫理綱領」改訂委員会	
	業務調査委員会	
	依存症及び関連問題対策推進委員会	
	苦情処理規程改正等特別委員会	
	自殺対策委員会	
認定成年後見人ネットワーク「クローバー」設置運営規程	クローバー運営委員会	
生涯研修制度運営細則	研修企画運営委員会	
認定スーパーバイザー養成委員会	認定スーパーバイザー養成委員会	
倫理委員会規程	倫理委員会	
役員選出規程	役員選挙管理委員会	
代議員選出規程	代議員選挙管理委員会	
全国大会運営規程	第 60 回全国大会運営委員会	福岡県支部
	第 61 回全国大会運営委員会	石川県支部
総会運営規程	第 13 回定時総会運営委員会	
日本精神保健福祉士学会規程	査読委員会	学術集会抄録原稿査読小委員会
		学会誌投稿論文等査読小委員会
	第 24 回学術集会運営委員会	福岡県支部
	第 25 回学術集会運営委員会	石川県支部
	学会誌編集委員会（機関誌編集委員会見做し）	
災害対策委員設置要綱	災害対策委員	都道府県支部

【参考 2】2025 年度主要会議日程（予定）

会議区分	日 程		摘 要
第 13 回定時総会	2025 年 6 月 15 日（日）		東京都内※
通常理事会	第 1 回	2025 年 6 月 14 日（土）	東京都内※
	第 2 回	2025 年 10 月 18 日（土）	
	第 3 回	2026 年 3 月 14 日（土）	
臨時理事会	第 1 回	2025 年 4 月 14 日（月）～25 日（金）	書面等表決
	第 2 回	2025 年 5 月 12 日（月）～23 日（金）	
	第 3 回	2025 年 7 月 14 日（月）～25 日（金）	
	第 4 回	2025 年 9 月 8 日（月）～19 日（金）	
	第 5 回	2025 年 11 月 10 日（月）～21 日（金）	
	第 6 回	2025 年 12 月 15 日（月）～26 日（金）	
	第 7 回	2026 年 1 月 26 日（月）～2 月 6 日（金）	
理事による会合	2025 年 4 月 20 日（日）		東京都内※
	2025 年 5 月 17 日（土）、18 日（日）		ウェブ会議システム
	2025 年 6 月 15 日（日）		東京都内※
	2025 年 7 月 19 日（土）、20 日（日）		ウェブ会議システム
	2025 年 8 月 21 日（木）		福岡県北九州市
	2025 年 9 月 27 日（土）		ウェブ会議システム
	2025 年 10 月 19 日（日）		東京都内※
	2025 年 11 月 22 日（土）		ウェブ会議システム
	2025 年 12 月 20 日（土）、21 日（日）		
	2026 年 1 月 17 日（土）、18 日（日）		
	2026 年 2 月 21 日（土）		
	2026 年 3 月 15 日（日）		東京都内※
正副会長会	適時		東京都内※
2024 年度事業報告及び計算書類に関する監査	2025 年 5 月 16 日（金）		本協会事務局会議室（東京都新宿区）
都道府県支部長及び理事による懇談会	2025 年 11 月 23 日（日）		ウェブ会議システム
委員長会議	第 1 回	2026 年 1 月 18 日（日）	ウェブ会議システム
ブロック会議	第 1 回	2025 年 9 月 28 日（日）	ブロック毎※
	第 2 回	2026 年 2 月 22 日（日）	ウェブ会議システム

（※）対面・ウェブ会議システムを併用して開催する。